

3.3. デジタル教材開発における著作権ワーキンググループ報告

自然研究講座 片桐昌直

katagiri@cc.osaka-kyoiku.ac.jp

1 はじめに

デジタル教材開発において、著作権に関する処理が必要であることはいうまでもないが、具体的な問題や処理となると非常に難しい場面が考えられる。そこで、デジタル教材の開発時に関わる著作権処理の方策等の検討のため、著作権ワーキンググループを設置することとした。メンバーは、片桐昌直（自然研究講座）、佐藤賢司（美術教育講座）、島文子、谷口慶子、上野恵（以上、図書館学術情報課）の5人で、このワーキンググループにおいて、デジタル教材製作段階での著作権に関わる課題や外部へのデジタル教材発信段階の課題について検討を行った。

2 デジタル教材製作段階での著作権に関わるアンケート

まずデジタル教材の開発を行っている先生方に以下の項目に関してメールによるアンケートを実施し、その結果を検討することにより、作成段階での著作権の問題点をまとめることにした。

質問1 あなたがデジタル教材を作成する際に、著作権の取り扱いで疑問な点がありましたらお教えてください。

質問2 あなたがデジタル教材を作成する際に、著作権に関して注意されている点がありましたらお教えてください。

その結果、5人の先生からアンケートの回答を得、以下に各質問と得られた回答を掲載した。なお、回答については、（独）メディア教育開発センター（現 放送大学ICT活用・遠隔教育センター）教授で、デジタル著作権の専門家である尾崎史郎先生のご協力を頂いた。

質問1 「あなたがデジタル教材を作成する際に、著作権の取り扱いで疑問な点がありましたらお教えてください。」に関する質問とその回答（原文のまま）

質問；著作権法の32条にある「引用」なのですが、「報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内」であれば公表された著作物を引用して利用できるようになっています。デジタル教材を制作する場合に、引用として他者の著作物を利用することは可能なのでしょうか？

以下の条件を全て満たしているのであれば、デジタル教材に他者の著作物を引用して利用することは可能です。

- ①既に公表された著作物であること
- ②「公正な慣行」に合致すること
- ③報道、批評、研究など引用の目的上「正当な範囲内」であること
- ④出所の明示をすること

上記条件のうち、②の「公正な慣行」に合致すると言い得るためには、「明瞭区別性」（引用部分が明瞭に区別できること）と引用を行う必然性があることが必要であり、③の「正当な範囲内」であると言い得るためには、「主従関係」（自らの著作部分が「主」で引用部分は「従」であること）が必要といわれています。

しかし、主従関係については、単に分量だけの問題ではないため、判断が難しいのが現状です（自分の著作物が「主」と考えがちであり、引用した側とされた側とで主従関係のとらえ方が異なることが考えられます。）。そのため、判断に迷う場合は、著作権者の許諾を得ることをお勧めします。

なお、「主従関係」については、「両著作物の関係を、引用の目的、両著作物のそれぞれの性質、内容及び分量並びに被引用著作物の採録の方法、態様などの諸点に亘って確定した事実関係に基づき、かつ、当該著作物が想定する読者の一般的観念に照らし、引用著作物が全体の中で主体性を保持し、被引用著作物が引用著作物の内容を補足説明し、あるいはその例証、参考資料を提供するなど引用著作物に対し付従的な性質を有しているにすぎないと認められるかどうかを判断して決すべき」（東京高裁昭和60年10月17日判決「藤田嗣治絵画複製」事件）とした判例があります。

質問；理科の実験のアイデアについて知的財産権を主張される方がいて、この実験のデジタル教材を作成することを躊躇しています。実験教材について特許を取られている場合もありますが、そうでない場合はどう対応したら良いでしょうか。

著作権の対象である著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」（第二条第一項）をいいます。従って、アイデア自体は著作権法の対象ではありません。そのアイデアを表した著作物そのものは対象ですが、アイデアの保護は特許法でなされます。しかしながら、特許もそのアイデアを「業」としての実施に対して権利が行使されます。ここで、学校教育が「業」であるかどうかですが、特許庁の解釈（判例がないので）では、「業」に該当するとのことで、特許化（出願も含め）されていれば許可が必

要となります。また、特許化されていなければ法的には問題ありませんが、慣例に従い、文献等の引用、あるいは開発者の明示をされておけばいいのではないかと思います。また誰が最初にアイデアを出したかについては、文献等で確認するしかないと思います。

質問；文部科学省が公開している学習指導要領とその解説の過去から現在までのテキストを、デジタル教材と組み合わせるコンテンツ化したいと考えています。これらを文部科学省の了解なしで利用することは可能でしょうか。

国が発する告示、訓令、通達その他これらに類するものは、著作権の権利がおよばないとされています（第十三条）。学習指導要領は、「告示」に該当します。しかし、その解説は「告示」に該当しませんので、利用にあたっては許諾が必要となります。なお、作成した教材の根拠等に引用（第三十二条第一項）するのであれば許諾は必要ありません。

質問；Web で公開されている CNN や ABC などの海外のニュースを借用して、授業内でのみ利用するのは、著作権に反するののか。

学校・公民館などで教員等や授業を受ける者（学習者）が教材作成などを行うためにコピーする場合の著作権の例外規定が第三十五条第一項にあります。インターネットを通じて得た著作物をダウンロードしたり、プリントアウト・コピーして教員等が教材作成を行ったり、学習者が教材としてコピーしたものを他の学習者に配布して使うような場合にも、この例外は適用されます。

【条件】

- ア営利を目的としない教育機関であること
- イ授業等を担当する教員等やその授業等を受ける学習者自身がコピーすること（指示に従って作業してくれる人に頼むことは可能）
- ウ授業の中でそのコピーを使用すること
- エ必要な限度内の部数であること
- オ既に公表されている著作物であること
- カその著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと（ソフトウェアやドリルなど、個々の学習者が購入することを想定して販売されているものを複製する場合等は対象外）
- キ慣行があるときは「出所の明示」が必要

質問；公開の範囲によりどのように扱いが異なるか？例として 学内(構内 LAN)⇔学

外(インターネット)、受講者に限定(パスワード付)⇔非限定

一般にサーバに著作物を掲載することは、著作権法(以下「法」という。)上「複製」であるとともに、「公衆送信」に該当します(著作権法でいう「公衆」には、特定かつ多数の者を含むものとされています(法第2条第5項)ので、アクセスできる者が受講者に限定されていたとしても、受講者が多数であれば、「公衆送信」に該当することになります。)

このうち、「公衆送信」については、同一構内(同一の者の占有する区域内に限る。)でのプログラム以外の送信は「公衆送信」から除かれることになっています(第2条第1項第7号の2括弧書き)ので、サーバにアクセスできる場所が、サーバの置かれている場所と同一構内(同一キャンパス内)に限定されている場合は、プログラム以外の著作物をサーバに掲載したとしても「公衆送信」にはあたらないこととなります。

一方、「複製」については、著作権者の利益を不当に害さないなどの条件はありますが、授業の過程において使用することを目的とする場合は、著作物を複製してよいとの規定(法第35条第1項)がありますので、授業中だけ使用するのであれば、「複製」は可能と考えられます。しかし、サーバに掲載された著作物を授業時間以外の時間でもアクセスできる場合や授業を受ける者(履修者)以外にもアクセスできる場合は、授業の過程以外でも使用している(目的外使用)として、同項の適用対象外と判断される可能性が高いと考えられます。

そのため、例え構内 LAN であったとしても、同一キャンパス外からでもアクセスできたり、授業時間以外や履修者以外もアクセスできるサーバに著作物を掲載する場合は、著作権者の許諾を得ることが必要と考えられます。

質問：教科書記載の曲について、楽譜作成ソフトで作成し直した楽譜を載せた場合、出版物に関する著作権はどうなるのか

既存の曲を楽譜作成ソフトで作成し直すことは、著作権法上は、既存の曲の「複製」又は「編曲」にあたる考えられます(作成し直したものが、既存の曲に創作性を加味しているといえる場合であれば、既存の曲を編曲した二次的著作物となりますが、創作性を加味したとまではいえない場合は既存の曲の複製物ということになります。)

教科書に載っている曲が古い曲で、保護期間(原則として、著作者の死後50年)が満了している場合もありますが、保護期間が満了していない場合は、「複製」「編曲」のいずれであっても、原則として既存の曲の著作権者の許諾が必要です。商業ベースで利用されている曲の大部分は、社団法人日本音楽著作権協会が著作権者か

ら著作権の信託を受けて管理していますので、一度問い合わせられるとよいと思いません（教科書に載っていても、教科書会社に著作権があるわけではありません。）。なお、授業の教材として利用する場合は、一定の条件を満たせば、著作権者の許諾を得ることなしに「複製」「編曲」できることになっています（詳細は著作権法第35条第1項及び第43条第1号参照）。また、作成し直すことが「編曲」にあたる場合は、編曲した者にも著作権が生じることになりますが、それを利用する場合（例えば、楽譜を出版物に載せる場合）には、編曲者だけでなく、元の曲の著作権者の許諾も必要となります。

（権利の目的とならない著作物）

第十三条 次の各号のいずれかに該当する著作物は、この章の規定による権利の目的となることができない。

二 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人（独立行政法人通則法<平成十一年法律第百三号>第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの

（引用）

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害

- ・ することとなる場合は、この限りでない。

質問2 「あなたがデジタル教材を作成する際に、著作権に関して注意されている点がありましたら教えてください。」

注意点：教材を制作する場合に、テキスト、画像、イラスト、動画はなるべく自分たちで作るようにしている。また、卒業研究で制作する教材の著作権は研究室において、将来の年度の学生が再利用できるようにしている。

卒業研究で作成された教材の著作権については共通の著作権譲渡契約書あるいは利用許諾書を作成する必要があると思っています。単に口頭での許諾は後でトラブルになることもあります。また、著作者人格権は譲渡できませんので、改変して利用することが予想される場合は、改変することについて、あらかじめ著作者（製作した学生）の了解を得ておく必要があります。

注意点；PowerPointなどでWebの画像を利用する際にはクレジットを入れておく。

Webの画像以外でも“他人の著作物”を利用する場合において、常に出典を明示するようにしてください。

注意点；著作権フリー（VOA：Voice of Americaなど）のコンテンツは、加工せずそのまま使用はする。

著作権フリーでも利用に関し条件がある場合が多いので、注意が必要です。逆に加工もOKのものもありますので利用条件をご確認下さい。

注意点；できるだけ自分で図表を作成したり動画を撮影したりする。（学生の場合は学生に著作権はフリーにするよう伝える）

著作権は著作者である学生にありますので、学生の意志を尊重してください。また、出来れば文章の形で残しておくことをお勧めします。なお、改変して利用することが予想される場合には、“改変して利用してもよい”又は“著作者人格権は主張しない”、ことを契約の形にすることを勧めます。

これらの回答の中で、今後の課題となりそうなポイントとして、教材作成に関与した学生の著作権の取り扱いについて、口頭による譲渡あるいは許諾が行われている可能性があるこ

とがわかった。法的には口頭による契約も有効であるが、後ほど問題になる可能性もあり、統一したフォーマットを用意し、先生方に利用して頂く必要があることがわかった。そこで、この点も考慮した「著作物の使用同意書」および「肖像に関わる同意書」の検討を行うことにした。

3 「著作物の使用同意書」および「肖像に関わる同意書」の作成

デジタル教材の作製時における著作権関連の問題としては、

- 1) 教材への他人の著作物の利用における著作権
- 2) 教材作製における協力者である学生の著作権
- 3) 教材に出てくる児童、学生の肖像権

が、まず考えられた。そこで、これらの権利処理に関わる同意書を作成し、利用に供することにした。

文化庁 誰でもできる著作権契約

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/keiyaku_intro/index.html

(独) メディア教育開発センター

教育関係者のための著作権契約に関する手引き

<http://deneb.nime.ac.jp/PDF/c-manual.pdf>

大阪府高等学校社会科（地歴・公民）研究会

NPO法人 Multimedia Educational Forum

デジタル教材を共有化するための 著作権・肖像権等標準処理マニュアル

http://www.oh-syaken.com/edu_share/tyosakuken/tyosakuken_man1213.pdf

などの資料を参考に、図書館学術情報課により素案を作成し、筆者も含み検討を行った。その結果、「著作物の使用に関する同意書」および「大阪教育大学デジタル教材の作成及びインターネット等での公開に関する同意書」として完成をみた。次ページ以降に、「著作物の使用に関する同意書」、「著作物の使用に関する同意書（記入例）」および「大阪教育大学デジタル教材の作成及びインターネット等での公開に関する同意書」「大阪教育大学デジタル教材の作成及びインターネット等での公開に関する同意書（記入例）」を示した。

大阪教育大学

殿

著作物の使用に関する同意書

以下の著作物を大阪教育大学デジタル教材の作成に使用し、インターネット等で公開することに同意します。

【使用する著作物】

[]
[]

【同意内容】

●大阪教育大学デジタル教材プロジェクト

[]による教材制作

●作成教材名 []

●代表者名 []

●同意内容の詳細

- ・ 作成する教材の中にこの著作物を使用すること。
- ・ 作成した教材を複製・譲渡・貸与すること。
- ・ 作成した教材をインターネット等で公開すること。
- ・ この著作物を改変して使用すること。改変するのは以下の通り。

1. ○○○○

2. ○○○○

【同意者名】 [著作者との続柄]

【著作者名】

【同意日】 平成 年 月 日

著作物の使用に関わる同意書

記入例

大阪教育大学
 (教材作成代表者名を記入) 殿

著作物の使用に関する同意書

以下の著作物を大阪教育大学デジタル教材の作成に使用し、インターネット等で公開することに同意します。

【使用する著作物】

- (○○教育委員会サイトの画像 (URL: _____)
- (写真等の場合は題名を記入 (できれば縮小コピー等をつける) _____)

【同意内容】

●大阪教育大学デジタル教材プロジェクト

(_____ 提案名を記入 _____)による教材制作

●作成教材名 (_____ 作成予定教材の名称等を記入 _____)

●代表者名 (_____ 教材作成代表者名を記入 _____)

●同意内容の詳細

- ・ 作成する教材の中にこの著作物を使用すること。
- ・ 作成した教材を複製・譲渡・貸与すること。
- ・ 作成した教材をインターネット等で公開すること。
- ・ この著作物を改変して使用すること。改変するのは以下の通り。

1. ○○○○
2. ○○○○

改変であれば、改変箇所を明記し、同意を得ておく。

【同意者名】【著作者との続柄】

著作者または保護者の署名 (著作者との続柄)

【著作者名】

著作者名を記入

一子供の作った絵・工作・作文や演奏の場合は、保護者を同意者とします。

【同意日】 平成 年 月 日 (日付を記入)

同意書作成上の注意

- ・ 赤字の部分、作成する教材の内容に合わせて教材作成者が書き換えてください。
- ・ 特に同意内容の詳細については、必要に合わせて追加修正等を行ってください。
- ・ 青文字の部分は、同意者本人が記載してください。
- ・ 著作者等が高校生以下である場合は、同意者は保護者とし、著作者の氏名も記載してください。
- ・ 同意者に記入を依頼するときは、必ず同意内容についてご説明ください。

大阪教育大学

殿

大阪教育大学デジタル教材の作成及び
インターネット等での公開に関する同意書

大阪教育大学デジタル教材の作成及びインターネット等での公開に関して以下の
ことに同意します。

【同意内容】

●大阪教育大学デジタル教材プロジェクト

[] による教材制作

●作成教材名 []

●代表者名 []

●同意内容の詳細

- ・同意者（出演者）を撮影・録音し、それを使用して教材作成をすること。
- ・作成した教材に含まれる出演者の写真・映像・音声等をデジタル教材プロジェクトのサイトや大阪教育大学リポジトリ等で公開すること。
- ・教材作成のために撮影・録音したものを使用して報告書を作成すること。
- ・教材作成のために撮影・録音したものを DVD などの記録媒体に複製し、配布・譲渡・貸与すること。

【同意者名】 [出演者との続柄]

【出演者名】

【同意日】 平成 年 月 日

肖像に関わる同意書

記入例

大阪教育大学

〔教材作成代表者名を記入〕 殿

大阪教育大学デジタル教材の作成及び
インターネット等での公開に関する同意書

大阪教育大学デジタル教材の作成及びインターネット等での公開に関して以下のことに同意します。

【同意内容】

- 大阪教育大学デジタル教材プロジェクト
- 〔 貴校名を記入 〕による教材制作
- 作成教材名 〔 作成予定教材の名称等を記入 〕
- 代表者名 〔 教材作成代表者名を記入 〕
- 同意内容の詳細
 - ・同意者（出演者）を撮影・録音し、それを使用して教材作成をすること。
 - ・作成した教材に含まれる出演者の写真・映像・音声等をデジタル教材プロジェクトのサイトや大阪教育大学リポジトリ等で公開すること。
 - ・教材作成のために撮影・録音したものを使用して報告書を作成すること。
 - ・教材作成のために撮影・録音したものをDVDなどの記録媒体に複製し、配布・譲渡・貸与すること。

【同意者名】〔出演者との続柄〕

出演者または保護者の署名 〔出演者との続柄〕

【出演者名】 出演者名を記入

【同意日】 平成 年 月 日 〔日付を記入〕

同意書作成上の注意

- ・赤字の部分は、作成する教材の内容に合わせて教材作成者が書き換えてください。
- ・特に同意内容の詳細については、必要に合わせて追加修正等を行ってください。
- ・青文字の部分は、同意者本人が記載してください。
- ・出演者等が高校生以下である場合は、同意者は保護者とし、出演者の氏名も記載してください。
- ・同意書に記入を依頼するときは、必ず同意内容についてご説明ください。

！出演者や保護者に対して、
利用の内容を説明すること

4 デジタル教材プロジェクト説明会の開催

「デジタル教材プロジェクト」説明会を開催し、その中で、プロジェクト全体の実施上の注意点とともに、デジタル教材作成に関わる著作権の説明を行い、さらに作成した「著作物の使用に関する同意書」および「大阪教育大学デジタル教材の作成及びインターネット等での公開に関する同意書」の説明を行った。

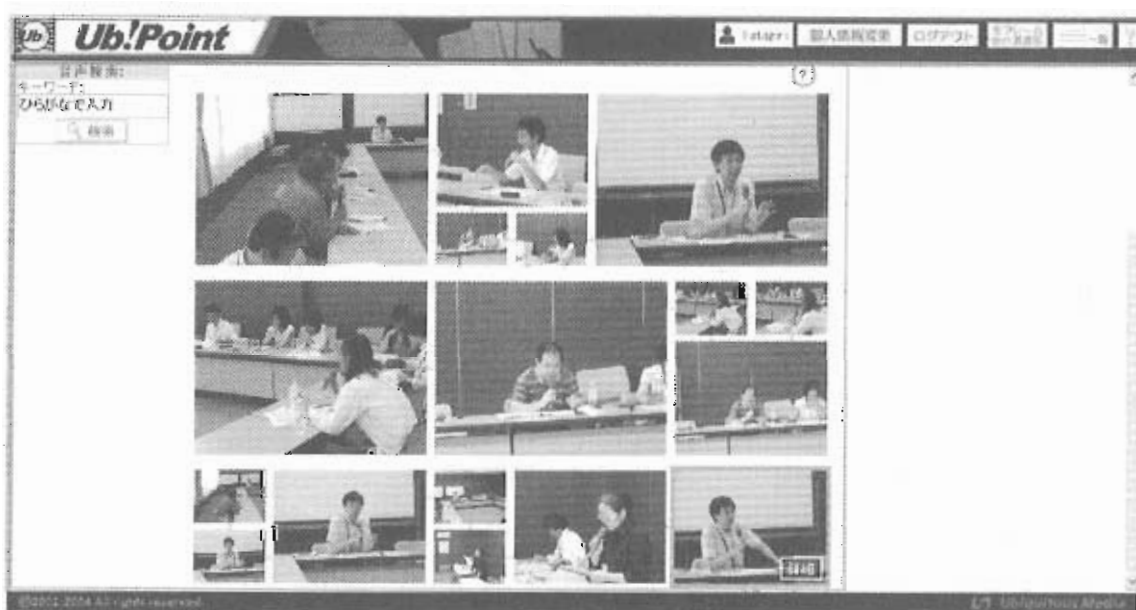
開催日時； 平成21年7月31日（金）15時～16時30分

開催場所； 柏原キャンパス B3棟1階教養学科第二会議室

参加者数； 21名（図書館職員6名を含む）

【配布資料】 デジタル教材プロジェクト企画案を実施する際の留意点、著作物の使用に関わる同意書、同上（記入例）、肖像に関わる同意書、同上（記入例）、契約書サンプル、クリエイティブコモンズ説明、著作権法（抜粋）+ 関連URL

内容： デジタル教材の作成や公開のために留意することを認識して頂くことを目的とし、はじめに、著作物の“定義”等、著作権について、著作権法の抜粋を参考に説明を行った。さらに、教材作成の留意点と同意書の記入方法について、上記配布資料等を用いて説明を行い、その後、質問等を受け付けた。数人の先生からの質問があり、活発であった。この説明会の様子は、講義・講演記録配信システム「Up!Point」で配信された。



5 著作権懇談会の開催

上記のデジタル教材プロジェクト説明会に続いて、さらに著作権への理解を深めて頂くため、著作権に関する懇談会を開催することにした。講演の形式をとらず懇談会形式とした。

これは、著作権の概説よりは、より実務に近い形でのセミナーとした。なお、講師は株式会社TBSで、著作権処理の実務を担当されている田中氏にお願いした。これは、テレビは、まさしく著作物を生み出していると同時に、著作物の利用も行っており、著作権処理実務の最も大きな現場であると考えたためである。

開催日時； 平成21年12月10日（木） 13時30分～15時

開催場所； 図書館会議室

講師； 田中 康之（たなか やすゆき）

株式会社TBSテレビ編成制作本部編成局コンテンツ&ライツセンターメディアライツ
推進担当 担当部長

参加者数； 教員・学生16名、図書館職員3名、計19名

内容； 田中氏より資料を用い、著作権に関わる事例3例について解説を行い、その後広く著作権に関わる話題について懇談を、約1時間行った。本学における著作物等の知的財産の活用を考える上でも貴重な意見交換が行われた。